

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会
委員会委員に関する内規

1. 一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会定款第 42 条による委員会委員についてはこの定めによる。
2. 委員は原則として代議員の中から理事長が委嘱する。
3. 委員の任期は 2 年とするが、理事会が認めれば再任を妨げない。
4. 委員長は、委員の互選によって決定する。
5. 理事長は委員長の要請により理事会の議を経て、委員会にアドバイザーをおくことができる。アドバイザーの任期は 1 年とし、再任を妨げない。
5. 委員の交代に当たり、退任する委員は自分の後任として 3 名の候補者を理事長に推薦する。
6. 理事長は新委員の選任に当たり、前項の委員候補者リストを参考とし、広く総意を求めるため、職務、地域、重複等に留意し、委員を選定し、理事会で決定の上委嘱する。

附 記

1. この内規の変更は理事会において行う。
2. この内規は平成 23 年 12 月 5 日から施行する。